

平成29年11月06日(月)

投薬についての取り扱いについて（再通知及び改訂）

社会福祉法人岳瑛
理事長 平田裕章

平素は銀の鈴こども園、鈴らん保育園の運営にご協力頂きありがとうございます。

さて、ご存じのとおり、保育園・こども園等での園児に対する投薬は法律に定める「医療行為」となるため、原則として保育士・保育教諭には行えません。この事につきまして、行政より指導がありましたので、「園生活のしおり（兼重要事項説明書）」を以下のように改訂させていただきます。

6. 投薬依頼書について

保育園・こども園等での園児に対する投薬は法律に定める「医療行為」となるため、原則として保育士・保育教諭には行えません。そのため、全国的に保育園・こども園等での投薬を認めない施設が増えています。本園におきましては、厚生労働大臣告示の「保育所保育指針」に従い、やむ得ない理由がある場合に限り園の担当者が保護者に代わって与えます。この際、以下注意事項をご理解の上、必ず投薬依頼書を書いて下さい。

- (1) まずは、保育時間内に投薬の必要がない薬を処方してもらうよう、医師にご相談下さい。近年のお薬は、性能が格段に上がり朝夕の投薬で効果があるものがあります。
- (2) 投薬依頼書の記入は必ず保護者の方が書いて下さい。書いていない時または不備があるときには、投薬が出来ません。原則、登園時に担当者が確認します。が、登園時間によって担当者が不在または対応できなかった場合、または、保護者以外の方の提出の場合で、書類に不備があった場合は投薬できません。
- (3) 誤飲防止のため、投薬する薬は、必ず1回分とし、薬一つ一つに子どもの名前・投薬時間をマジック等で記入して下さい。
- (4) 薬は、診察した医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限りです。市販の薬は飲ませることは出来ません。
- (5) 判断を必要とするお薬、例えば「熱が出たら」「咳が出たら」等のお薬は原則としてお預かりできません。

上記要件に不備があった場合は、薬をお預かりできません。また、薬をお預かりした後不備があった場合も投薬を実施することはできません。

近年の社会情勢を配慮し、ご理解・ご協力下さい。

投薬依頼書(提出用)

銀の鈴こども園
鈴らん保育園

組 名前	
保護者名	連絡先
服用依頼日	年 月 日
病名(症状)	
病院名	
薬の種類	
投薬時間	食前・食後・その他(時 分)
伝達事項	

投薬依頼書(保護者控)

銀の鈴こども園
鈴らん保育園

組 名前	
保護者名	連絡先
服用依頼日	年 月 日
病名(症状)	
病院名	
薬の種類	
投薬時間	食前・食後・その他(時 分)
伝達事項	

※投薬依頼書は職員に請求して下さい。後日HPからのダウンロード対応予定

投薬依頼書(提出用)

銀の鈴こども園
鈴らん保育園

組 名前	
保護者名	連絡先
服用依頼日	年 月 日
病名(症状)	
病院名	
薬の種類	
投薬時間	食前・食後・その他 (時 分)
伝達事項	

投薬依頼書(保護者控)

銀の鈴こども園
鈴らん保育園

組 名前	
保護者名	連絡先
服用依頼日	年 月 日
病名(症状)	
病院名	
薬の種類	
投薬時間	食前・食後・その他 (時 分)
伝達事項	